

これまでのあらまし

2010年に、国連環境計画 (UNEP^{*1}) 管理理事会において、国際的な水銀規制に関する条約の制定のため、政府間交渉委員会 (INC) が設置されました。

日本政府は、水俣病の経験を踏まえ、この条約の制定に積極的に貢献するとともに、2010年5月、条約の採択・署名のために開催される外交会議を我が国に招致し「水俣条約」と名付けたい旨を表明しました。

本年1月、スイスのジュネーブで開催された政府間交渉委員会第5回会合 (INC5) において条文案が合意され、条約名が「水銀に関する水俣条約 (Minamata Convention on Mercury)」と命名されるとともに、本年10月に熊本市及び水俣市で外交会議を開催することが決定されました。

熊本県も政府の動きに賛同し、これまで様々な招致活動を行っており、INC5では、会議場で蒲島知事によるビデオメッセージを上映するなど、本県のPR活動を行いました。

※1:世界的な環境への取組みにおいて中心的役割を果たす国連機関で、環境に関する色々な活動を調整し、環境問題についての国際協力を推進していくことを目的としています。

「水銀に関する水俣条約」とは

水銀は、人々の暮らしの中で様々な用途に利用されていますが、例えば石炭火力発電所で石炭を燃焼することで、微量に含まれた水銀が大気に排出されるなど、人間の活動によって水銀が環境中に排出され、地球規模で水銀汚染が進むことが懸念されています。

このような地球規模の水銀汚染や、それによって引き起こされる健康被害を防ぐため、UNEPの下で、国際的な水銀の管理に関する条約の制定に向けて議論が行われ、INC5において条文案が合意されました。

〈条約の主な内容は次のとおりです。〉

- 前文に「水俣病を教訓として、水銀汚染による同様の公害の再発を防止する」などを記載
- 水俣病の原因となったアセトアルデヒド製造プロセスでの水銀使用を2018年までに禁止
- 輸出入できる水銀の用途を限定するなど、水銀の国際貿易を削減
- 水銀を使った電池、血圧計、一定含有量以上の一般照明用蛍光灯などの製品の製造、輸出入を2020年までに原則禁止
- 途上国等の小規模な金採掘現場での水銀使用・排出の削減
- 水銀の大気・水・土壌への排出の削減
- 水銀・水銀化合物や水銀廃棄物等の環境上適正な保管・管理
- 途上国等への資金や技術の支援
- 条約の発効(効力の発生)は、50か国が批准^{*2}してから90日後

※2 批准:署名した条約に国が拘束されることを最終的に決定する手続き。(例 日本:国会での承認)

水銀条約外交会議熊本県推進協議会について

水銀条約外交会議熊本県推進協議会は、熊本県、熊本市、水俣市及び関係団体で構成され、この会議の運営を支援し、地元からの情報発信や、世界各国からの参加者をおもてなしの心でお迎えし、会議が成功するよう準備を進めています。

【お問い合わせ先】

水銀条約外交会議熊本県推進協議会事務局

〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18-1

熊本県環境生活部環境政策課水俣条約外交会議推進室内

電話番号/096-333-2183 FAX/096-385-8200 Eメール/minamatajouyaku25@pref.kumamoto.lg.jp

外交会議への参加者は各国政府機関や国際機関・NGO等の事前に登録した方に限られるため、一般の方の会場内での傍聴はできませんが、会場周辺で水俣病や環境への取り組み等に関する情報発信展示が行われる予定です。